別紙様式第12号（要綱別記１第６)

令和６年７月15日

茨城県知事　殿

(住所)〒○○○-○○○○

茨城県水戸市○○-123

個人事業主の場合は、氏名を記載

(事業実施主体名)茨城枝物部会

(代表者職氏名)代表取締役　茨城　一郎

令和６年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業に係る

実施(変更)計画承認申請について

令和６年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業(荒廃農地等再生支援・生産体制強化支援)を実施するため、下記のとおり事業実施計画書の承認を受けたいので、申請します。

記

実施計画書：荒廃農地等再生支援事業(別添１－１、１－２)

　　　　　　生産体制強化支援事業(別添２)

(様式第12号 別添１―１)

いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業(荒廃農地等再生)に係る実施(変更)計画書

１ 荒廃農地等再生計画

昨年度時点での栽培作物・栽培面積を記載

(１) 事業実施主体の構成員

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施主体名 | | 茨城枝物部会 | | | | | | | |
|  | 構成員氏名 | 昨年度に作付した作物及び面積 | | | | | | | |
| （例）茨城　太郎 | 水稲　１ha | 野菜　30a | 枝物　20a |  |  |  |  |  |
| 茨城　一郎 | 枝物　 １ha |  |  |  |  | 期間に重複しないように記載 |  |  |
| 茨城　二郎 | 野菜 30a | 水稲　2ha |  |  |  |  |  | 令和７年３月31日以前の日付を記載 |
| 茨城　三郎 | 切花　 20a | 枝物　10a |  |  |  |  |  |  |

（２）新規で申請するほ場

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ほ場  番号 | 所在地 | 圃場管理者  氏名  ※ | 枝物  生産経験  の有無 | ハナモモ連作障害対策試験実施の有無 | 栽植品目 | 農地  区分  ※ | 農地面積  （a） | 再生に係る見込額(円) | | 再生作業  実施期間 | 栽植作業  実施期間 |
| 事業費 | うち補助額 |
| 1 | 水戸市○○-123 | 茨城　一郎 | 有 | 無 | ハナモモ | １ | 50 | 600,000 | 300,000 | R6.11.1～R7.2.28 | R7.3.1～  R7.3.10 |
| 2 | 水戸市○○-125 | 茨城　二郎 | 無 | 無 | アカメヤナギ | ２ | 50 | 450,000 | 300,000 | R6.11.1～R7.2.28 | R7.3.1～  R7.3.10 |
| 3 | 水戸市○○-151 | 茨城　三郎 | 有 | 有 | ハナモモ | ３ | 1 | 120,000 | 20,000 | R6.11.1～R7.2.28 | R7.3.1～  R7.3.10 |
| 4 | 水戸市○○-153 | 茨城　三郎 | 有 | 有 | ハナモモ | ４ | 30 | 450,000 | 300,000 | R6.11.1～R7.2.28 | R7.3.1～  R7.3.10 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 構成員が1名の場合は記載不要 |  |  | ハナモモ連作障害対策試験を実施する株の改植費用は補助対象外となります。 |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  | | | | | | 131 | 1,620,000 | 920,000 |  | |

※変更計画書の場合、変更箇所は２段書きとし、変更前を上段()書き、変更後を下段に記載する。

※「農地区分」： １　荒廃農地（1号遊休農地を除く。）

○枝物生産未経験者であり、かつ事業を活用して農地を50a再生する方

○ハナモモ連作障害対策試験を実施する方

→事業費の2/3以内（上限20万円/10a）

○それ以外の方

→事業費の1/2以内（上限20万円/10a）

　　　　　　　　２　遊休農地（２号遊休農地、1号遊休農地）

　　　　　　　　３　生産力が低下している枝物農地

４　田(事業実施前年度に水稲の作付があった土地)

※「農地面積」は、１a未満は切り捨てとする。

※生産力が低下した枝物農地を再生する場合は、農地面積を以下の計算式により算出することとする。

　農地面積=(改植本数(本)×(9m2/本))/100

※「圃場管理者氏名」：別記１第５項第３号の規定により、再生面積の合算をする場合に限り各圃場の管理者の氏名を記載する。

(３)既に計画承認を受けている(または別途申請中の)ほ場への遡及加算申請

※以下の場合のみ記載すること。

既に計画承認済み（または別途申請中）の事業費を記載

・新規就農者が50a以上の農地を再生する場合

・ハナモモ連作障害対策技術実証試験に取り組む場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 計画承認  通知番号  ※１承認後の場合 | 計画承認日  (又は申請日) | 申請先  市町村 | 事業費 | 補助額遡及加算額  (※２既申請事業費の1/6) |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

※１ 承認申請中の計画がある場合、通知番号欄に「申請中」と記載し、計画承認日に申請日を記載すること。

※２ 総額が補助上限額の範囲内であることを確認すること。

(４)計画申請額計

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 再生に係る見込額(円) | |
| 事業費 | うち補助額 |
| 新規申請分 | 1,620,000 | 920,000 |
| 加算申請分 |  |  |
| 計 | 1,620,000 | 920,000 |

２ 枝物生産計画

栽植する品目の栽植密度より計算

例：ハナモモの場合

100本/10a×60a＝600本

＜品目名：　ハナモモ　　　　　　　　　　　＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | |  | | 植栽本数 |
| 栽培面積 | うち改植する面積 |
| 現　況 | 令和 ５年度 | 60a | 0a | 600本 |
| 計　画 | 令和 ６年度 | 140a | 1a | 1,400本 |

＜品目名：　アカメヤナギ　　　　　　　　　　　＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | |  | | 植栽本数 |
| 栽培面積 | うち改植する面積 |
| 現　況 | 令和 ５年度 | 50a | 0a | 1,200本 |
| 計　画 | 令和 ６年度 | 100a | 0a | 2,400本 |

※「現況」は事業実施前年度、「計画」は事業実施年度とする。

※「うち改植する面積」は本事業を活用し改植する農地を含む場合のみ記載する。

※「植栽本数」は報告する時点で植えられている枝物の本数とする。

※植え付けする品目ごとに作成すること。

３ 添付書類

必ず添付すること。

(１)新規で申請するほ場

　(共通)

　　・位置図

　　・現況写真

　　・その他必要と認められるもの

　(再生作業を委託する場合)

　　・委託する再生作業のうち作業内容が確認できる見積書（１者以上の見積を添付すること。）

　(農地の所有者と事業実施主体が同一の場合)

　　・農地基本台帳等、面積や所有者が確認できる書類

　(農地等の所有者と事業実施主体が異なる場合)

　　・農地貸借を証明できる書類または、貸借手続きの申請が確認できる書類

　(事業実施主体以外が当該農地における基幹的な農作業等を行う場合)

　　・農作業受委託契約書の写し

(２)加算申請するほ場

　(加算対象とするほ場について、既に計画承認を受けている場合)

　　・計画承認通知の写し

　(加算対象とするほ場について、計画承認申請中または同時に申請する場合)

　　・実施計画書の写し

(様式第12号 別添１－２)

※自主施工の場合

※委託施工のみの場合は見積書での申請も可とする。

令和６年７月15日

荒廃農地等再生作業事前報告書

１　事業実施主体名：茨城枝物部会

２　予定実施期間 　令和６年11月１日～令和６年２月28日

1筆ごとに記載

３　ほ場番号　１

４　農地面積 　　　　　50　　　a

５　再生作業(障害物除去、深耕、整地等)に要する(要した)内容(該当する項目のみ記入)

荒廃農地等再生作業

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 種類 | 数量 | 価格 | 備考 | 見込額(円) |
| 資材費(機械の燃料費及び消耗品費等)　　　　　　 Ａ | | 参考様式第1号「事業費積算」を参照 | | | | 184,950 |
| 機械経費(リース代等(自主施工の場合には機械損料※１)) Ｂ | | 273,300 |
| 工事雑費(再生作業に係る保険料等) 　　　　　　　Ｃ | | 0 |
| 委託費(再生作業によって生じた廃棄物の処分料等) Ｄ | | 0 |
| 労務費※２ | 労務提供に係る人件費相当額分  （日当等支払分以外） Ｅ | 141,550 |
| 日当等支払い分　　　　　　　　　　Ｆ | 0 |
| ① 事業費計( Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ＋Ｆ ) | |  |  |  |  | 600,000 |

※１「機械損料」：令和６年度土地改良事業等請負工事機械経費算定基準(昭和 58 年 2 月 28 日構改Ｄ第 147 号農林水産省構造改革通知)を上限単価とすること。

※２「労 務 費」：令和６年度公共工事設計労務単価表(茨城県土木部)を上限単価とする。

※３事業実施主体は、自主施工により再生作業を実施する場合は、農林水産省で定める土地改良工事積算基準、経済産業省資源エネルギー庁で定める石油製品価格調査、県で定める機械損料単価や労務単価により算出するものとする。

（様式第12号　別添２）

いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業(生産体制強化)に係る事業実施（変更）計画書

１ 事業の目的

　当部会で再生により栽培面積が１．５ha増加するため、乗用草刈機・結束機を導入することで省力化を図る。

現在の経営状況や課題、本事業を活用する目的を記載する。

２ 事業内容

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施主体名：茨城枝物部会 | | | | | | |
| 機械名  (規格・規模等) | 事業量  (台) | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
| 県補助金 | 市町村費 | 自己負担 |
| 乗用草刈機  　（○○-1234）  結束機  （△△-123○） | １  　１ | 円  1,540,000  （税抜1,400,000）  150.000  （税抜136,364） | 円  700,000  68,182 | 円 | 円  840,000  81,818 | 除税額140,000円  うち県費70,000円  除税額 13,636円  うち県費 6,818円 |

注 １　事業の内容の欄には、導入する機械(例えば乗用草刈機、結束機)を記載する。

消費税が判明している場合に記入

・除 税 額＝事業費の消費税額

・うち県費＝除税額の1/2

２　事業量の欄は、機械の台数等を記入する。

３　事業費は、機械毎に消費税額まで含んだ金額を記入する。

４　備考欄には、機械毎に消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除

税額○○○円、うち県費○○○円」と記入する。

５　変更承認申請の場合には、１「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えること。

３ 令和６年度 荒廃農地等再生支援の活用面積(採択要件)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 計画承認通知番号  (承認後の場合) | 計画承認日 (または申請日) | 申請先 市町村 | 計画承認(申請中)  再生農地面積 |
| 申請中 | R6.7.15 | 水戸市 | 131a |
|  |  |  |  |
| 計 | | |  |

※令和６年度 荒廃農地等再生支援において計画承認されている場合、計画承認通知に記載されている番号(産振第○○号)と計画承認日を記載すること。

※承認申請中の計画がある場合もしくは、本申請と同時に荒廃農地等再生支援の計画承認申請を提出する場合、通知番号欄に「申請中」と記載し、計画承認日に申請日を記載すること。

４　機械の利用計画

| 機械名 | 受益面積 | 作業内容 | 1日当たり利用計画 | | 利用期間 | 稼動日数 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 作業時間 | 作業面積(量) |
| 乗用草刈機  結束機  本事業で再生する農地に加え、現在枝物を栽培している農地でも導入する機械を使用可能。 | 241a | 除草作業  調整作業 | 3.0  2.0 | 30a  78束 | 4/1～11/30  9/1～2/28 | 30日  140日 |

※「受益面積」：導入する機械を活用する面積とする。なお、導入する機械については、事業実施主体が既に枝物を生産している農地においても使用可能である。結束機等、収穫後に使用する機械については記載不要。

※「１日当たりの利用計画」は結束機等、作業効率を重量で計る機械は重量で表記すること。

※導入する機械ごとに表を作成すること(同一の目的に使用されるトラクター、アタッチメント等は１つの表で可)。

必ず添付すること。

５ 添付書類

・機械の規模決定根拠

・見積書(１者以上の見積書を添付すること。)

・カタログ

・機械の管理運営規定

・その他必要と認められるもの